

質問回答書

No.	質問の内容	回答
1	東棟病室内工事終了後(VAV 改造や照明更新など)、簡易清掃(掃除機等による床面の埃除去)の実施の上、お部屋のお引き渡しを想定しておりますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	東棟病室系統(ICU 含む)の空調機制御更新において、病室内にて天井裏の VAV 改造、通信幹線工事、コントローラ更新を行います。工事期間中は、空調機停止(夏期を除く)を想定しております。空調機停止に伴い、1フロア約 1/5 エリアについては、窓開け換気及びサーキュレータによる送風を計画しておりますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、中間期にて行う場合に限りです。
3	空調機コイルの凍結防止対策について、東棟は現状自動制御による対応は行っておりません(動作説明記載なし)、プロムナード棟は外気温度が 3℃以下になると冷水弁及び温水弁を全開する制御の記載があります。凍結防止制御について、基本的には既設制御の踏襲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	現状 11F 監視室に電力監視グラフィックパネルがあります。撤去を想定しておりますが、よろしいでしょうか。 また、11F 監視室に設置を計画している監視 PC2 台にて、電力監視が可能です。それとは別に電力監視表示モニタの設置が必要でしょうか。	撤去してよいです。 表示モニタを別で設置する必要はありません。
5	既設利用の設備について、故障箇所の修繕が必要な場合は、別途でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	電力監視盤について、中央監視盤より高圧遮断器の開閉操作を行うポイントがあります。誤操作防止のため高圧遮断器については状態警報監視のみとしたいと思います。よろしいでしょうか。	既設同様とします。 また、既設は高圧遮断器の操作に複数動作が必要となっており、誤操作防止対策(複数動作や警告表示など)をして下さい。
7	中央監視装置にて課金業務※を行っていますでしょうか。(※監視点表示値、日報集計値を使用して、テナントや自動販売機の電力量、給水量などの課金データに使用している)。	自動販売機については本体上の電力メーターにて集計していますので、中央監視装置での課金業務は行っていません。
8	既設利用を考えている蒸気加湿制御において制御弁のみと制御弁+遮断弁の系統があります。改修方法としては既存踏襲を考えております。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

9	<p>事業契約書案第 38 条(乙の契約解除権)に『お客様の財務事由による場合(例えば、サービス料を 1 回でも支払わない場合や、お客様の倒産等が発生した場合)』『お客様が履行場所の所有権を第三者に移転した場合』『お客様が PFI 設備の所有権を侵害する行為をした場合』について追加していただくことはできませんでしょうか。</p>	<p>原則として令和 6 年11月14日に公表した事業契約書(案)のとおりとします。ただし、具体的な事業契約書については、優先交渉権者との協議により決定します。</p>
10	<p>事業契約書案第 39 条(甲による契約解除後の処理)第 2 項に「第 37 条第 1 項第 4 号の規定により契約を解除するときは、甲は、PFI 設備をこの時点の価格で乙から買取ることを含め、事業を中止する部分に対し、甲は、乙が投資した経費を負担する。」とありますが、「この時点の価格」とは第 40 条第 1 項記載の「中途解約金額(総支払限度額から甲が乙へ既に支払ったサービス料を差し引いた額)」との理解でよろしいでしょうか。また、その他解除に伴う費用等が生じたときはお客様が負担するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>提案募集要項「表 予想されるリスクと責任分担」では、第三者賠償について事業者の責に帰すべき事由により生じたものに限るとの記載があります。このため、事業契約書案第 18 条(工事の施工について第三者に及ぼした損害)及び第 21 条(運転管理・維持管理について第三者に及ぼした損害)に「事業者責のみ事業者負担」との文言を追加できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として令和 6 年11月14日に公表した事業契約書(案)のとおりとします。ただし、具体的な事業契約書については、優先交渉権者との協議により決定します。</p>
12	<p>工事に起因して電源をオン、オフした場合、老朽化した設備はその影響で故障する可能性があります。老朽化によって生じた故障は事業者がその責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
13	<p>提案募集要項「表 予想されるリスクと責任分担」では、天災などの不可抗力によるお客様の施設・設備の責任負担について記載がありませんが、お客様の施設・設備はお客様負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	<p>事業契約書案第 5 条(権利義務譲渡の制限)第 1 項及び第 2 項では、乙は甲の了解を得る必要があると記載がありますが、同様に甲も乙の了解を得る必要があると追記することは可能でしょうか。</p>	<p>原則として令和 6 年11月14日に公表した事業契約書(案)のとおりとします。ただし、具体的な事業契約書については、優先交渉権者との協議により決定します。</p>

15	<p>以下設備の稼働時間をご教示いただけますでしょうか。 中央棟 ACU-28 10F 講職員厨房系統</p>	<p>各設備の稼働時間は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1272 196 2018 355"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央棟</td> <td>ACU-28 10F 職員厨房系統</td> <td>24時間運転</td> </tr> </tbody> </table>	対象		利用時間	中央棟	ACU-28 10F 職員厨房系統	24時間運転			
対象		利用時間									
中央棟	ACU-28 10F 職員厨房系統	24時間運転									
16	<p>以下の食堂の利用時間をご教示いただけますでしょうか。 中央棟 10階 職員食堂 東棟 5～9階 食堂・デイルーム</p>	<p>各設備の稼働時間は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1272 432 2018 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央棟</td> <td>10階 職員食堂</td> <td>11:00～14:30</td> </tr> <tr> <td>東棟</td> <td>5～9階 食堂・デイルーム</td> <td>常時開放 照明は7:00～21:00</td> </tr> </tbody> </table>	対象		利用時間	中央棟	10階 職員食堂	11:00～14:30	東棟	5～9階 食堂・デイルーム	常時開放 照明は7:00～21:00
対象		利用時間									
中央棟	10階 職員食堂	11:00～14:30									
東棟	5～9階 食堂・デイルーム	常時開放 照明は7:00～21:00									